

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

表彰規程

(通則)

第1条 本会表彰に関しては、定款第4条の目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し、本規程によって行う。

(表彰基準)

第2条 本会会員として10年以上経過し、会費負担金を完納し、本会の名誉を傷つけるなどの行為のなかったもので、次の各号に該当するものは、本規程により表彰する。

- 1 本会の発展のために功績が抜群である者又は顕著に功績があった者。
- 2 本会の名声を高揚する研究、発明、発見、考案を行った者。
- 3 30年以上放射線関係業務に永年勤続した者。
- 4 その他会長が適当と認めた者。

(審査)

第3条 表彰の審査は、表彰委員会の答申を得て、理事会で行うものとする。

- 2 表彰の選考は、表彰委員会でおこなう。
- 3 各項目に該当する者であって、過去において同じ表彰を受けたことがない者に行うものとする。

(表彰委員会)

第4条 表彰委員は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 表彰委員会は、年1回以上表彰委員長が必要に応じて招集する。

(表彰)

第5条 表彰は、特別を除き年次総会で行うものとする。

(実施細則)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会において定める。

(その他)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。